

# 福島第一原子力発電所における 放射線防護上の不適合事例について

2024年10月7日

---

東京電力ホールディングス株式会社

## 2024年6月14日以降に発生した放射線管理に係る不適合

件名	発生年月日	概要	要因分類
①大型特殊車両搬出における当社測定員によるサーベイ未実施について	2024.06.18	協力企業作業員が大型特殊車両（スーパーキャリア）を発電所西門より搬出した際、当社測定員によるサーベイを未実施での状態で搬出を行った。 その後、当社社員による当該車両のサーベイを実施した結果、基準値を下回ることを確認した。	コミュニケーションエラー
②非携行品の携行品モニタからの搬出について	2024.09.05	協力企業作業員が管理対象区域内で長期的に使用していた放射線計測器（電離箱サーベイメータ）を管理対象区域外へ携行品モニタにて測定・搬出を行った。 搬出後、計測器管理箇所にて手サーベイを実施した結果、測定器内部に汚染が付着している事を確認したため、管理対象区域内に再度搬入した。 なお、測定者及び測定時に使用した作業台への汚染は確認されなかった。	理解不足 基本行動の不備

## ①. 大型特殊車両搬出における当社測定員によるサーベイ未実施について

## 不適切事例

協力企業作業員が大型特殊車両（スーパーキャリア）を発電所西門より搬出するにあたり、自社にて当該車両のサーベイを行った後、本来はその後に当社測定員によるサーベイを受けるべきところ、これを未実施のまま搬出を行った。

西門にいた警備員は、当該作業員との会話※から、当社測定員によるサーベイを受けたと誤解し、西門の通過を許可した。

なお、その後、当該車両を当社測定員にてサーベイし、基準値を下回ることを確認している。

※ 西門にいた警備員は、「（当社測定員による）サーベイはしたのか？」と問うたところ、当該作業員は、自社によるサーベイと捉えて「サーベイは完了している」と伝えた。

【正しいふるまい】

- ・車両を退構させる時は、当社測定員によるサーベイを受ける
- ・警備員は、退構車両が、当社測定員によるサーベイを受けたものかを正しく確認する。

## 対策

①放射線安全推進連絡会にて当該事案について説明し、以下のルールを改めて周知徹底した。

- ・車両を退構させる場合は、当社測定員によるサーベイを受けること。

②警備員は、西門より車両が退構する際も（※）、当社測定員によるサーベイが完了していることを汚染検査書の確認を以て許可することとし、これを手順書に明記し、周知徹底した。

※通常、車両は正門から退構しており、正門を退構する際は、汚染検査書の確認を以て、退構を許可している。

## 守らなければならない理由

スクリーニングの未実施により、汚染した車両が退構するおそれがある。

## ②. 非携行品の携行品モニタからの搬出について

### 不適切事例

協力企業作業員が管理対象区域内で長期的に使用していた放射線計測器（電離箱サーベイメータ）を管理対象区域外へ携行品モニタにて測定・搬出を行った。

搬出後、計測器管理箇所にて手サーベイを実施した結果、測定器内部に汚染が付着している事を確認したため、管理対象区域内に再度搬入した。

なお、測定者及び測定時に使用した作業台への汚染は確認されなかった。



放射線計測器  
(電離箱サーベイメータ)



非携行品（物品）の  
携行品モニタ測定はNG！



非携行品（物品）は  
係員による手サーベイを  
受けた後搬出

【正しいふるまい】

- ・携行品以外の物品は、物品搬出として取り扱う。

### 対策

- ①放射線安全推進連絡会にて当該事案について説明し、以下の事項を改めて周知徹底した。

- ・携行品以外の物品は、物品搬出として取り扱う

- ②計測器に関して、「物品」と「携行品」を容易に識別できるように、計測器にシール等を貼付し表示する（今後実施予定）。

### 守らなければならない理由

汚染した物品を管理対象区域外へ持ち出すおそれがある。